

## 第1 審査会の結論

広島県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった行政文書において不開示とした情報のうち、公用車を駐車した職員に係るグループ名及び氏名を開示すべきである。

## 第2 異議申立てに至る経過

### 1 開示の請求

異議申立人は、平成21年3月29日、広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成21年1月1日から平成21年3月29日までの間の休日（以下「本件対象日」という。）に、広島県庁の職員用駐車場（議会用を除く。以下「職員駐車場」という。）に自動車や二輪車などを駐車した者（以下「本件対象者」という。）に関する次の（1）から（4）までに掲げる文書の開示の請求をした。

- （1）実施機関が本件対象者に対して、職員駐車場の使用を許可した事実関係が記録されている文書（管理データを含む。）の全て
  - （2）職員駐車場に自動車や二輪車などを駐車したことに起因する使用料を徴収することとしている場合は、当該使用料の徴収額を記録している文書
  - （3）職員駐車場の出入口にあるチェーン用の鍵の貸与等に関する記録
  - （4）本件対象者は、休日出勤したからこそ職員駐車場に駐車したことは明白であることから、当該休日勤務に係る命令簿などの勤務記録の全て
- （以下（1）に係る請求を「本件請求1」、（2）に係る請求を「本件請求2」、（3）に係る請求を「本件請求3」、（4）に係る請求を「本件請求4」といい、本件請求1から本件請求4までを「本件請求」と総称する。）

### 2 本件請求に対する決定

実施機関は、本件請求1に対し、職員駐車場の利用承認に関する決裁文書（決裁文書中、「職員駐車場の利用承認について」の通知（案）、平成20年度職員駐車場使用承認リスト及び職員駐車場利用承認申請書は、本件対象者に係るもの）を、本件請求3に対し職員駐車場鍵受払簿を特定し、当該職員駐車場鍵受払簿に条例第10条第2号の不開示情報が含まれていることを理由に行政文書部分開示決定を行うとともに、本件請求2に対し、対象となる文書を作成又は取得していないとして不存在を理由とする行政文書不開示決定を行い、それぞれ平成21年4月14日付けで異議申立人に通知した。

また、本件請求4に対し、職員駐車場を休日に利用した知事部局に所属する職員に係る時間外勤務命令簿（対象期間：平成21年1月1日から平成21年3月29日まで）（以下「本件対象文書」という。）を特定し、本件対象文書の情報が条例第10条第2号の不開示情報に該当することを理由に行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成21年4月14日付けで異議申立人に通知した。

その後、本件処分を変更し、職員の氏名（以下「本件職員氏名」という。）、当該職員が所属するグループ名又は係名（以下「本件グループ名」という。）、当該職員の職員番号（以下「本件職員番号」という。）及び職員ID（以下「本件職員ID」という。）並びに県庁内部のネットワークシステムに係るURL（以下「本件URL」といい、本件職員氏名、本件グループ名、本件職員番号、本件職員ID及び本件URLを「本件不開示情報」と総称する。）が、条例第10条第2号又は同条第6号の不開示情報に該当することを理由に、行政文書部分開示決定（以下「本件変更後処分」という。）を行い、平成30年5月28日付けで異議申立人に通知した。

### 3 異議申立て

異議申立人は、平成21年5月31日、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号。平成26年法律第68号による改正前のもの）第6条の規定により、実施機関に対し異議申立てを行った。

## 第3 異議申立人の主張要旨

### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件請求4に係る対象文書を適正に開示するよう求める。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

本件処分は、本件請求4の対象となる文書を意図的に隠匿した不当な処分であり、職員駐車場の目的外利用（休日勤務命令があった時間帯以外の利用を含む）の事実を隠匿しようとして画策したものである。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書で説明する本件処分を行った理由は、おおむね次のとおりである。

### 1 事案の概要

実施機関が本件請求4に対し本件対象文書を特定し、本件処分を行ったところ、異議申立人は本件異議申立てを行った。

その後、実施機関は、本件対象文書の開示可否を再度検討し、本件不開示情報以外に条例第10条各号の不開示情報はなかったため、本件処分を変更し、本件変更後処分を行った。

### 2 本件変更後処分の理由

#### (1) 本件対象文書の特定について

休日に職員駐車場を利用する職員は、職員駐車場鍵受払簿に所属及び名前を記載のうえ、鍵を借り受け、開錠し、自動車等を駐車しているので、本件

対象者は、当該鍵受払簿に記載されている者である。

そこで、本件請求3の対象文書として特定した職員駐車場鍵受払簿の記録から、本件対象者に該当する職員を抽出した。

なお、職位、勤務形態又は登庁の理由により、時間外勤務命令簿等の特段の勤務記録を作成する必要のない本件対象者もいるため、本件対象者の所属に対して職員駐車場鍵受払簿に記載されている日（以下「本件鍵受払日」という。）の時間外勤務命令の有無を確認のうえ、時間外勤務命令を受けた本件対象者（以下「本件時間外勤務職員」という。）に係る時間外勤務命令簿を本件対象文書として特定した。

## (2) 不開示情報該当性について

### ア 本件職員氏名及び本件グループ名について

これらを開示した場合、本件時間外勤務職員が特定され、本件時間外勤務職員の登庁手段が自動車又は二輪自動車であること、職員駐車場を利用して休日に勤務したという特定の個人の行動に関する情報が識別され得ることとなるため、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。また、同号ただし書イからハマでのいずれにも該当しない。

### イ 本件職員番号及び本件職員IDについて

本件職員番号は、職員個人に割り振られ、地方職員共済組合の組合員証の番号としても使用されているもので、本件職員IDは、職員個人に割り振られ、職員個人のメールアドレスの一部として使用されているため、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。また、同号ただし書イからハマでのいずれにも該当しない。

### ウ 本件URLについて

実施機関内部のネットワークシステムの構成等を示し、実施機関内部で管理すべき情報であり、これを開示すると、同システムに係る管理事務の適正な遂行に影響を及ぼすおそれがあるため、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、本件請求4に関して実施機関が行った本件処分に対して提起されたものである。

本件請求4は、本件対象日において、本件対象者が休日勤務をした場合の、当該休日勤務に係る命令簿などの勤務記録の全てに関する文書を求めるものであり、実施機関は、本件対象文書を特定の上、その全てが条例第10条第2号の不開示情報に該当するとして本件処分を行った。

その後、実施機関は、本件処分を変更し、本件対象文書のうち、本件職員氏名、本件グループ名、本件職員番号及び本件職員IDが条例第10条第2号の不開示情報に、本件URLが条例第10条第6号の不開示情報に該当するとして、本件変更後処分を行った。

実施機関は、当審査会に対して本件処分に関して諮問しているものの、実施機関による理由説明書は、本件変更後処分を行った後に当審査会へ提出され、当該理由説明書には本件変更後処分に関する理由が述べられている。

一方、異議申立人は、前記第3のとおり、本件処分を取り消し、本件請求4に係る対象文書を適正に開示するよう求めている。

本件処分は本件対象文書の全てを不開示としており、本件異議申立ての時点では、本件対象文書は閲覧の対象ではなかったことから、異議申立人が本件対象文書の特定及び不開示情報該当性に関する具体的な不服を申し立てることは困難であったものと解される。

よって、以下、本件変更後処分に関し、本件対象文書を特定したことの妥当性及び本件不開示情報の不開示情報該当性について検討することとする。

## 2 本件変更後処分の妥当性について

### (1) 本件対象文書の特定について

実施機関は、本件対象文書を、前記第4の2(1)のとおり特定したと説明する。

当審査会から実施機関に対して確認したところ、行政情報室において本件対象者及び本件鍵受払日の一覧を作成した上で、本件対象者の所属部署に対して、本件対象者に係る本件鍵受払日の時間外勤務命令簿の有無を照会し、時間外勤務命令簿がある場合はその提出を求めることによって、本件対象文書を特定しており、また、本件対象者及び本件鍵受払日の一覧は、実施機関が本件請求3の対象文書として特定した職員駐車場鍵受払簿の記録と合致していた。

本件対象者又は本件鍵受払日の一部について、時間外勤務命令簿がない場合があるが、実施機関によれば、管理職など時間外勤務命令が不要な職員も存在するということであり、時間外勤務命令簿の有無は、勤務時間管理を行う本件対象者の所属から回答されていることから、本件対象文書を本件請求4の対象として特定したことに、不自然な点は認められない。

### (2) 条例第10条第2号及び第6号の不開示情報該当性について

#### ア 条例第10条第2号の不開示情報該当性について

条例第10条第2号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を原則不開示としつつ、同号ただし書において、「イ 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、  
「ロ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ハ 当該個人が公務員等（略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいず

れかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

ここにいう「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、その情報と他の情報とを照合することにより、容易に特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

(ア) 本件職員氏名について

本件職員氏名は、本件鍵受払日に職員駐車場を利用して勤務した本件時間外勤務職員の氏名であり、これを開示すると、特定の職員が本件鍵受払日に職員駐車場を利用して勤務したということが明らかになるため、条例第10条第2号の不開示情報に該当する。

そして、休日に勤務した職員が職員駐車場を利用することは、当該職員の職務遂行の内容とはいえず、一般に公にされているとの事情も認められないから、同号ただし書イ及びハに該当せず、同号ただし書ロに該当する事情も認められないから、本件職員氏名を不開示としたことは妥当である。

もともと、公用車は公務のために使用するものであるから、公用車で駐車場を利用することは、使用職員に係る職務遂行の内容であるといえるところ、本件時間外勤務職員のうち2名（以下「本件公用車利用職員」という。）は、職員駐車場に公用車を駐車していたことが当審査会からの実施機関への確認により判明した。また、当審査会において確認したところ、本件公用車利用職員の氏名は、広島県職員録によって公表されていた。

よって、本件職員氏名のうち、本件公用車利用職員に係るものについては、条例第10条第2号ただし書イ及びハにより開示すべきである。

(イ) 本件グループ名について

本件グループ名は、本件時間外勤務職員が所属する部署のグループ名又は係名として本件職員氏名に付随して記載されており、それ単体では特定の個人を識別することはできないが、別に行う開示請求により入手できる本件時間外勤務職員が所属する部署に係る時間外勤務命令簿などと照合することにより、本件職員氏名が明らかになるから、条例第10条第2号の不開示情報に該当するものとして、これを不開示としたことは妥当である。

なお、本件公用車利用職員に係るものについては、前記（ア）により本件職員氏名を開示することによって、広島県職員録で公表されている情報から明らかになることから、開示すべきである。

(ウ) 本件職員番号及び本件職員IDについて

本件職員番号及び本件職員IDは、実施機関によれば、いずれも実施機関の職員個人に割り振られた番号であり、人事管理や情報ネットワークの事務において実施機関の職員個人を識別するために利用され、任用形態が変わらない限り不変であること、また、公表慣行等はないということであるから、条例第10条第2号の不開示情報に該当し、同号ただし書イに該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

よって、本件職員番号及び本件職員IDを不開示としたことは妥当である。

イ 本件URLに係る条例第10条第6号の不開示情報該当性について

条例第10条第6号は、県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものについて、不開示とすることを定めたものであり、その判断に当たっては、実施機関に広範な裁量を与えるものではないと解するのが相当である。

すなわち、「支障」の程度については、単に名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」の程度についても、抽象的な可能性では足りず、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を生じることについて、具体的な蓋然性が認められなければならない。

実施機関によれば、実施機関の職員の勤務情報は、実施機関内のシステムで管理されており、本件対象文書は、当該システムの情報を出力したものである。そして、本件URLは、本件対象文書の出力時に、同システムの構成を示す情報として表示されたものである。

こうした情報は、実施機関の内部管理情報であり、開示すると、情報ネットワークシステムに対する不正アクセスを容易にするなど、実施機関における当該システムの管理事務に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、条例第10条第6号の不開示情報に該当する。

よって、本件URLを不開示としたことは妥当である。

### 3 結論

以上により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別 記

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
21. 9. 30	・ 諮問を受けた。
30. 4. 9	・ 実施機関に理由説明書の提出を要求した。
30. 10. 26	・ 実施機関から理由説明書を収受した。
30. 12. 25	・ 異議申立人に理由説明書の写しを送付した。 ・ 異議申立人に意見書の提出を要求した。
31. 3. 20 (平成30年度第12回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
31. 4. 18 (令和元年度第1回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。
元. 5. 23 (令和元年度第2回第2部会)	・ 諮問の審議を行った。

参 考

答申に関与した委員（50音順）

【第2部会】

兒 玉 浩 生	弁 護 士
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
山 田 健 吾 （ 部 会 長 ）	広島修道大学教授